

退職手当金請求書 (3枚目)

**貼付用紙 個人番号(マイナンバー)を記載した者が請求者本人であることを
福祉医療機構が確認するための書類
(提出は必須です)**

- 請求書の1枚目に記載された個人番号については、法令等で本人確認が必要となっています。
- 次のいずれかの書類(下表の5つのパターンのいずれか:「番号を確認する書類」と「本人であることを確認する書類」)をこの用紙に貼って、福祉医療機構が確認できるようにしてください。

パターン	「個人番号を確認する書類」(写し)	「本人であることを確認する書類」(写し)
1	個人番号カード	不要です
2	番号通知カード	運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)など、顔写真があり、身分が証明される公的なもの ※いずれか1種類が必要です。
3	番号通知カード	健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書など、顔写真がないもので、本人であることを証する書類 ※顔写真がないため、2種類が必要です(選んでください)。
4	個人番号が記載された住民票	運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)など、顔写真があり、身分が証明される公的なもの ※いずれか1種類が必要です。
5	個人番号が記載された住民票	健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書など、顔写真がないものの本人であることを証する書類 ※顔写真がないため、2種類が必要です(選んでください)。

(書類は重ねて貼ってください)

- 1 「個人番号を確認する書類(個人番号カードの写し又は番号通知カード)」の写しを貼ってください。
- 2 「本人であることを確認する書類」の写しを貼ってください。

※ 住民票の写し、旅券(パスポート)の写し、年金手帳の写しなど、この用紙に貼りきれないものは、貼らないで提出してください。